

第3次都城市文化振興計画



都 城 市

《 目 次 》

第1章 計画策定の趣旨	-----	1
1 文化とは		
2 策定の趣旨		
3 計画の役割		
4 計画の期間		
第2章 現状と課題	-----	3
1 文化を取り巻く現状		
2 都城市におけるこれまでの取組		
3 市民による活動の状況		
4 都城市の文化資源		
第3章 基本理念と基本目標	-----	11
1 基本理念		
2 基本目標		
3 施策の方向		
4 計画の体系		
第4章 今後の展開	-----	18
資料	-----	20

第1章

計画策定の趣旨

1 文化とは

文化とは、人それぞれの考え方に幅があり、さまざまに捉えることができますが、一般的には「人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活にかかわる総体」を意味しています。また、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」であるという側面があります。

本計画では、文化芸術基本法が対象範囲とするもののほか、これら文化芸術の振興にかかる人づくり、地域づくり、産業文化、食文化等、文化の対象範囲を幅広く捉えます。

2 策定の趣旨

都城市は、南から北へ大淀川が貫流し、霧島、鰐塚両山系の山並みに囲まれ、緑豊かな美しい自然に恵まれた環境にあります。こうした風土や歴史、人々の生活の中で、都城市独自の文化が育まれ発展してきました。この豊かな文化を守り育て、後世に伝えていくことは、我々の責務です。

また、社会情勢が大きく変化する中で、心の豊かさやゆとりに価値を認め、日々の暮らしに生きがいやふれあいを求める人が増えています。それに伴い、文化に対する接し方も変化し、コンサートや展覧会などで優れた文化を鑑賞するだけでなく、自ら文化活動に参加、創造する主体的な活動が広がってきました。市民による主体的な文化活動は、人々の生きがいづくりや心のよりどころとなり、青少年の人間形成にも大きな影響を与えています。そして、活動を通して世代を超えた交流が生まれ、人と人とのふれあいの場や様々なコミュニケーションが生まれることにより、まちに新たな息吹を、人々の暮らしに潤いを与えています。

そのような中、2009（平成 21）年度に、長年にわたり培われてきた伝統文化や地域文化などを継承・発展させるとともに、新たな文化の創造を図ることにより、心の豊かさを実感できる暮らしの実現を目指して第1次都城市文化振興計画を、2018（平成 30）年度に第2次都城市文化振興計画を策定しました。

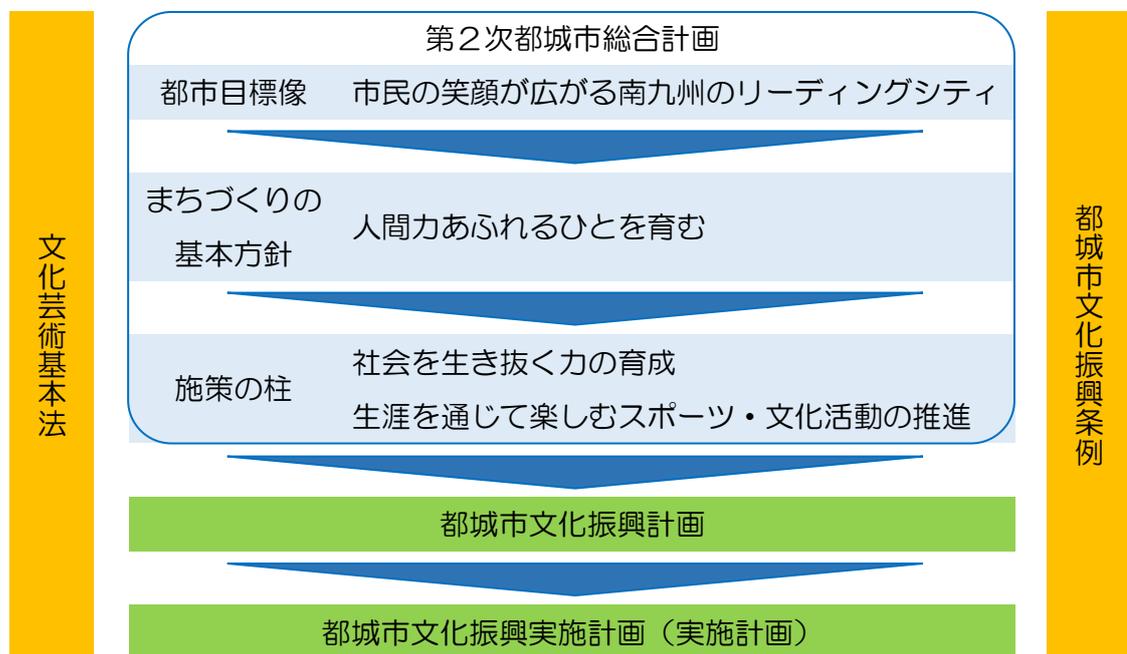
また、都城市文化振興計画に基づく各施策の実施計画を策定するとともに、都城市文化振興懇話会において、各実施計画の進捗状況や市民活動状況などについて客観的に評価を受けながら、文化の振興を図ってきました。

今回、それらの評価に基づき、さらなる本市の文化の発展を目指すため、第2次都城市文化振興計画を見直し、本計画を策定するものです。

3 計画の役割

本計画は、文化芸術基本法第7条の2及び都城市文化振興条例第7条に基づくとともに、第2次都城市総合計画の施策の柱である「社会を生き抜く力の育成」及び「生涯を通じて楽しむスポーツ・文化活動の推進」に対応する部門計画です。

本市が文化振興を進めるための基本とするだけでなく、文化振興の担い手である市民、文化団体、教育機関等の活動の指針とするものです。



4 計画の期間

本計画の期間は、2022（令和 4）年度から 2027（令和 9）年度までの6年間とします。

なお、計画期間については、社会情勢の変化や文化を取り巻く状況に応じ、適宜見直します。

第2章

現状と課題

1 文化を取り巻く現状

○社会情勢の変化

過疎化や少子高齢化等の進行により人口減少社会が到来し、文化を取り巻く状況に影響を与え、地域コミュニティの衰退と文化の担い手不足を招くこととなっています。

特に長年にわたって培ってきた伝統文化においては、後継者が不足し、伝承団体の存続にも支障をきたしています。

また、グローバル化が進展する中では、文化による対話や交流を通じた新たな価値の創出、文化的多様性や相互理解の促進の重要性が一層高まっています。

○情報化の進展

情報通信技術の急速な普及・発達や、ビッグデータ、人工知能などの技術革新は、文化の創造活動や、その多様で広範な展開に貢献するものです。

これらの情報通信技術を活用することにより、市民にとって文化がより身近になるように、文化に関する情報の収集・発信やネットワーク化を進めることが重要です。

○社会包摂の動き

個人を取り巻く社会的状況等にかかわりなく、全ての人に社会参加の機会を開く「社会包摂*」の考えをもとに、社会参加の機会が失われがちな人にアプローチし、障がいのある人もない人もともに文化芸術に触れる機会を創出することが求められています。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、文化芸術に触れる機会の喪失が懸念されます。

コロナ禍の前の状態に戻るには時間を要すると考えられますが、業種別ガイドラインや国が示すイベント開催判断基準に則り、感染防止対策を徹底した上で、文化芸術を推進していくことが求められます。

文化芸術活動の継続・再開と感染拡大防止の両立を支援し、文化・経済・観光の好循環を生み出していくことは、ウィズコロナ時代において、感染拡大からの力強い回復、ひいては、文化芸術活動の復興に大きく寄与するものと考えられます。

* 社会包摂・・・市民一人一人が社会の一員として取り込まれ、支え合うこと。

○地方創生の動き

人口減少が進行する中で、地方が、それぞれの特性を活かした持続的な社会を形成するため、地方の人口流出や少子化の問題の克服と地方の成長力の確保に向けた取組が国や地方を挙げて進められています。本市では、2020（令和2）年度に「第2期都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、文化においては、歴史・文化等の地域資源の保存、伝承と郷土愛の醸成に取り組んでいます。

地域固有の歴史と風土に育まれてきた文化や、住民参加の多彩な文化活動を活性化することで、市民の郷土への誇りと愛着を深め、地域の個性がさらに磨かれると期待されています。

○国の動向

2001（平成 13）年、文化芸術全般にわたる法律として「文化芸術振興基本法」が制定され、2017（平成 29）年に一部改正されて、名称が「文化芸術基本法」となりました。この法律は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を推進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活と活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。

2012（平成 24）年には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、劇場、音楽堂等には、文化芸術の継承、創造、発信に加え、人々が共に生きる絆を形成し、社会包摂の機能を有する基盤として、活力ある社会を構築するための大きな役割を担うことが期待されるようになりました。

（文化芸術基本法における基本理念）

- （1）文化芸術活動を行う者の自主性を尊重する。
- （2）文化芸術活動を行う者の創造性を尊重するとともに、地位の向上が図られ、能力が発揮されるようにする。
- （3）文化芸術を鑑賞、参加、創造することができるよう環境を整備する。
- （4）国及び世界において文化芸術の発展を図る。
- （5）多様な文化芸術の保護及び発展を図る。
- （6）各地域の特色ある文化芸術の発展を図る。
- （7）国の文化芸術を世界に発信し、国際的な交流及び貢献の推進を図る。
- （8）学校等、文化芸術団体、家庭及び地域における活動の相互の連携を図る。
- （9）広く国民の意見が反映されるよう配慮する。
- （10）観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との連携を図る。

2 都城市におけるこれまでの取組

(1) 文化関連施策

【現状】

「文化芸術基本法」では、地方公共団体の文化芸術の振興に関する責務が明記され、以降、文化振興条例の制定や文化振興ビジョン策定の動きが各地の地方公共団体に広がりました。

これを受けて本市では2016（平成28）年4月1日、市民の文化活動の充実及び文化振興施策を推進し、心豊かで潤いのある市民生活と活力ある地域社会を実現するために、県内の自治体で初めてとなる都城市文化振興条例を制定しました。

都城市文化振興条例の基本理念

- ・市民が文化芸術に親しむことのできる環境を目指します。
- ・個人の自主性及び創造性、文化芸術の多様性を尊重します。
- ・先人が守り育ててきた文化を後世に継承し、また、新しい文化を創り育てていきます。
- ・市、市民、民間団体が協力、連携して文化振興を進めます。

また、市民が自主的に文化活動を行えるよう、活動に対する補助、後援、広報などの支援を行っているほか、都城市総合文化ホールによる自主文化振興事業や、美術館の企画展など、市民の鑑賞機会の充実に努めています。

【課題】

都城市文化振興条例の4つの基本理念を実現するため、市は、個人の自主性・創造性、文化芸術の多様性を尊重しつつ、子どもや若者、働く人々、高齢者などすべての市民が、日常的に文化活動を楽しみ、活動を通じた交流が活性化するように、多様な利用しやすい活動機会を提供することが必要です。また、長年にわたり培われてきた伝統文化を継承しつつ、新たな文化を創造していく必要があります。

市、市民及び文化芸術団体等の民間団体は、文化事業の企画や運営・実施に当たっては、市民のニーズや芸術家など専門家の意見を活かすとともに、市民の参画とパートナーシップにより取り組む必要があります。

また、都城市文化振興条例の基本理念に加えて、第2次都城市総合計画の施策の柱である「社会を生き抜く力の育成」及び「生涯を通じて楽しむスポーツ・文化活動の推進」の実現も目標として各種文化関連施策を展開していく必要があります。

文化はその性質上、短期的な視点のみでその価値を図ることは困難です。短期的な効果や経済効率性を一律に求めるのではなく、これまで行ってきた文化活動に対する補助、後援、広報などの支援を長期的かつ継続的な視点に立って展開する必要があります。

(2) 施設の整備等

【現状】

市民が文化活動を行うには、鑑賞の場や日頃の活動成果を発表する場が必要です。本市では、都城市総合文化ホールや都城市ウエルネス交流プラザ、都城市立美術館、都城歴史資料館、都城市立図書館、都城島津邸などを整備し、広く市民に利用されてきました。

さらに、中心市街地活性化に向けてデパート跡地に整備した行政関連施設のひとつである新都城市立図書館が、開架冊数・施設面積を大幅に増やし、2018（平成30）年4月にオープンしました。

また、2018（平成30）年、総合文化ホール第1駐車場の身体障がい者用駐車場に屋根を設置し、障がい者による文化芸術活動推進の一助となっています。

【課題】

都城市総合文化ホールは2021（令和3）年度に開館15周年を迎え、多くの設備が更新及び修繕時期となっています。計画的な維持管理を行っていく予定ですが、費用が大きいこともあり、財源の確保が難しいのが実情です。

都城島津邸についても、明治時代に建てられ昭和時代に改修された本宅や付随施設の老朽化や、災害に伴う突発的な修繕が多く、平成22年に建てられた都城島津伝承館も各種設備の更新及び修繕が必要な時期になっています。

このほか、都城歴史資料館は木造であることや収蔵庫が未整備であるなど史料保存の面で課題があり、開館30年以上が経過しているため、維持補修のための財源確保の問題もあります。

今後も引き続き文化施設の整備を行っていく必要があります。

また、文化情報の発信や企画事業などを充実させ、施設の機能を有効に活用するとともに、利便性やサービスの向上に取り組み、より多くの市民が来館する身近な文化施設づくりが必要です。



都城市総合文化ホール(大ホール)

都城市ウエルネス交流プラザ
(ムジカホール)

都城市立図書館



都城市立美術館



都城島津邸



都城歴史資料館

3 市民による活動の状況

【現状】

本市では、音楽や美術、舞踊、文芸など様々な分野において数多くの団体や、個人が活動しており、その代表的な団体として一般社団法人都城芸術文化協会が組織されています。

一般社団法人都城芸術文化協会は約 3,600 名の会員を抱え、「都城市総合文化祭」をはじめとする様々な文化事業を展開し、文化活動と鑑賞の機会を創出するとともに、異分野間や市外の団体との共同事業の開催による交流などで本市の文化振興に大きな役割を担っています。

また、本市には、長年にわたり培われてきた民俗芸能が数多く存在し、その担い手の伝統芸能伝承団体も存在していますが、少子高齢化の進行に伴い、担い手が減少し、民俗芸能の伝承も困難になりつつあります。

【課題】

一般社団法人都城芸術文化協会をはじめ、各種文化団体等においては、会員数の減少や高齢化、指導者不足や活動資金の問題等から、一部で活動の継続が困難な団体も見受けられます。文化団体の継続と育成のためのさらなる支援と、文化活動への参加が難しい人々にも文化活動に参加しようとする動機づけを行い、文化を支える裾野の拡大を進めていく必要があります。

また、同種の団体間の連携はもちろんのこと、他分野の団体や市外の団体と交流することは、それぞれの活動を活性化させるだけでなく、新たな文化の創造に繋がっていくことから、多様な団体、地域間の交流を進めていく必要があります。

さらには、近年のグローバル化の進展に伴い、市民が海外の文化芸術に触れる機会も増えてきているため、国際理解及び多文化共生への取組も必要となっています。

本市の財産である民俗芸能が今後も伝承されていくために、後継者の育成、伝承団体への支援を継続していく必要があります。

4 都城市の文化資源

【現状】

長い歴史と豊かな風土に培われ守り伝えられてきた有形・無形の文化財は、ふるさとの歴史や文化を知り、理解するために欠かすことのできない貴重な財産です。市内には、建造物、絵画、彫刻、考古史料、民俗文化財、史跡、天然記念物など、多くの歴史的価値の高い文化財と、伝承、神話、祭事等の伝統文化が今に伝えられています。

また、国の伝統工芸品に指定されている「都城大弓」や「本場大島紬」、県の伝統工芸品に指定されている「都城木刀」など、歴史のある伝統的工芸品の生産が盛んです。

さらに、市の関係各課及び関連団体は、本市の豊富な農林畜産資源を活かした郷土料理の継承や、食育を通じた食文化の継承に取り組んでいます。

【課題】

今後は、豊富な歴史的・文化的資源を保存・継承していくとともに、新たな文化資源の掘り起しや、再評価を積極的に行い、産業振興や地域づくりなど、多面的に活用するための総合的な整備と、ネットワーク化及び専門的な知識・技術を有する人材を継続的に確保する仕組みづくりを進めていく必要があります。

また、市民共有の貴重な財産でもある地域の文化資源について、市民の理解を深め、関心を高める必要があります。

【代表的な国指定文化財】



山之口の文弥人形（重要無形民俗文化財）



朝鮮国書（重要文化財）



関之尾の甌穴（天然記念物）



大島畠田遺跡（史跡）



紺系威紫白肩裾胴丸 大袖付
（重要文化財）

※詳細はP38～P39 5 都城市の文化財と伝統工芸 を御覧ください。

【代表的な県指定文化財】



鉄鑄地南蛮胴具足（有形文化財）



男神像及び女神像（有形文化財）



庄内地理志（有形文化財）



高崎町古墳（史跡）



熊襲踊
（無形民俗文化財）



山之口弥五郎どん祭り
（無形民俗文化財）



高木の揚げ馬
（無形民俗文化財）

※詳細はP38～P39 5 都城市の文化財と伝統工芸 を御覧ください。

第3章

基本理念と基本目標

1 基本理念

都城市文化振興条例第3条の基本理念を踏まえ、本市の豊かな風土や伝統文化を大切に継承するとともに、様々な活動と交流の中で新たな文化が創造される文化の花咲くまちを目指し、本計画の基本理念を次のとおりとします。

『 豊かな自然と歴史 文化の花咲く未来へ 』

2 基本目標

基本理念に基づき、本市文化の振興に向けた基本目標を都城市文化振興条例第7条第2項により次のとおり設定します。



(1) 土を耕し、種をまく

～文化を支える基盤づくり～

文化の振興のためには、文化が市民にとって、身近なものでなければなりません。そのため、市民の文化活動を妨げる様々な要因（地理的・経済的・物理的・心理的な障壁）を取り除き、より多くの市民が文化を享受できる環境づくりが必要です。

文化の裾野の拡大や、文化財や伝統文化の保護・継承、行政の体制整備など、文化を支える土壌をつくり、市民の文化に対する意識の芽を育てていく取組を進めます。



(2) 苗を大切に育てる ～文化活動への支援と人材の育成～

文化活動を活性化するためには、芸術家、専門家をはじめ、文化団体、市民グループなど、意欲的に活動に取り組む様々な主体を、社会全体で支えることが大切です。

また継続的な発展のためには、次の時代を担う人材の育成が欠かせません。

このため、長期的な視点に立った文化活動への支援や人材の育成など、文化の苗の成長を市民や文化団体とのパートナーシップによる取組の中で促進していきます。



(3) 花を咲かせ、実を結ばせる ～文化を通じた地域活性化～

文化は、人々の心に感動を与えるとともに、生きがいや心の充足感をもたらし、豊かな人間性を育てていきます。また、文化活動を通じた交流はまちづくりに新たな息吹を与え、近年希薄になりつつある地域の連帯感やコミュニティ意識を培うことにも寄与します。

文化が持つ多彩な魅力や、本市の豊かな文化資源を活用して地域の一体感を生み出すとともに、文化を通じた情報発信や交流の促進、観光との連携などにより、地域活性化としての実を結ぶよう取組を進めていきます。

3 施策の方向



(1) 土を耕し、種をまく ～文化を支える基盤づくり～

①文化に触れる機会の充実

優れた文化に触れることにより、喜び、感動することが文化活動へ参加する第一歩となります。

そのため、文化関連施設の整備、企画事業などの充実や、利便性及びサービス向上に取り組み、市民が身近なところで優れた文化に触れることができる機会の充実に努めます。

②文化活動を行う機会の充実

文化が発展していく基礎となるのは、活動する拠点の充実と、市民が自ら文化活動を行い、楽しめる機会を提供することです。

そのため、拠点となる文化施設の一層の充実と適切な維持管理に努めるとともに、施設の規模や機能に応じた活用と、市民の利便性に配慮した運営に努めます。

また、市民参画を得ながらイベント等を企画し、市民が日常的な文化活動の成果を発表する機会づくりを進めます。

③文化財と伝統文化の保護・継承・活用

地域の歴史を伝える文化財や伝統文化を継承していくためには、市民の認知度を上げ、より身近なものとして受け入れられることが必要です。

そのため、文化財を良好な状態で保存するとともに、市民が文化財や伝統文化に触れる機会やインターネットを活用した情報の提供などを通じ、保存・継承・活用の意識づくりを進めます。

④文化振興のための体制整備

文化の振興を図るためには、市民や各種文化団体等と行政のパートナーシップが不可欠です。そのため、文化行政に対する文化団体等との情報交換の機会を充実させていきます。また、都城市文化振興懇話会において、文化団体等からの意見を都城市文化振興計画実施計画に反映させるとともに、評価・検証、進捗管理を行うなど都城市文化振興懇話会の活性化を図っていきます。

さらに、国、県、他市町村との連携を図り、総合的に文化振興に取り組める体制づくりを進めます。





(2) 苗を大切に育てる ～文化活動への支援と人材の育成～

①文化活動への支援

文化活動は、市民の心豊かな暮らしの実現や、活力ある地域社会の形成にとって重要な意義を持つものです。

支援については様々な方法があります。個々の文化活動に最もふさわしい支援の方法を検討するとともに、企業のメセナ活動*への参画の促進や、広報の強化など、引き続き文化活動を支援していきます。

②人材の育成

人づくりはまちづくりの基本であり、文化の振興にとっても人材の育成は欠かせません。文化の担い手の自主性や創造性を尊重することを前提に、芸術家、文化団体、指導者、ボランティア等、文化を担う幅広い人材の育成と、その能力を十分に活かす環境づくりを進めていきます。

③教育を通じた文化への関心の向上

これからの本市の文化を創造し、育み、支えるのは子どもたちです。

教育や地域活動の中で、郷土の多様な文化や伝統行事、優れた芸術に触れる機会を提供することによって、幼いうちから文化に興味・関心を持たせ、感性豊かな青少年を育成する取組を進めていきます。

また、親子で一緒に参加できる事業を企画するなど、子育て世代への啓発も併せて進めていきます。



*企業メセナ活動・・・企業などが民間の文化芸術活動に対して行う支援活動のこと



(3) 花を咲かせ、実を結ばせる ～文化を通じた地域活性化～

①文化交流の活性化

文化は人と人との交流によって磨かれ、質が高められます。また、文化を通じた交流は相互理解を深め、地域の一体感や、新たな文化を創造する基盤となります。近年のグローバル化の進展に伴い、海外の文化に触れる機会も増えています。そのため、文化施設、団体、芸術家等のネットワークづくりや、文化を通じた地域間、世代間交流の活性化、多文化共生の推進に取り組めます。

②地域資源の活用

文化財等の地域資源は、観光や地場産業の活性化、新産業を創出する要素として地域の活性化に繋がる可能性を秘めています。また、点在する地域資源をネットワーク化することにより、様々な面での相乗効果が期待できます。これからの文化施策では、地域資源を核に、経済、観光等との連携も強化し、共に発展する環境づくりに取り組めます。

③情報の収集・発信

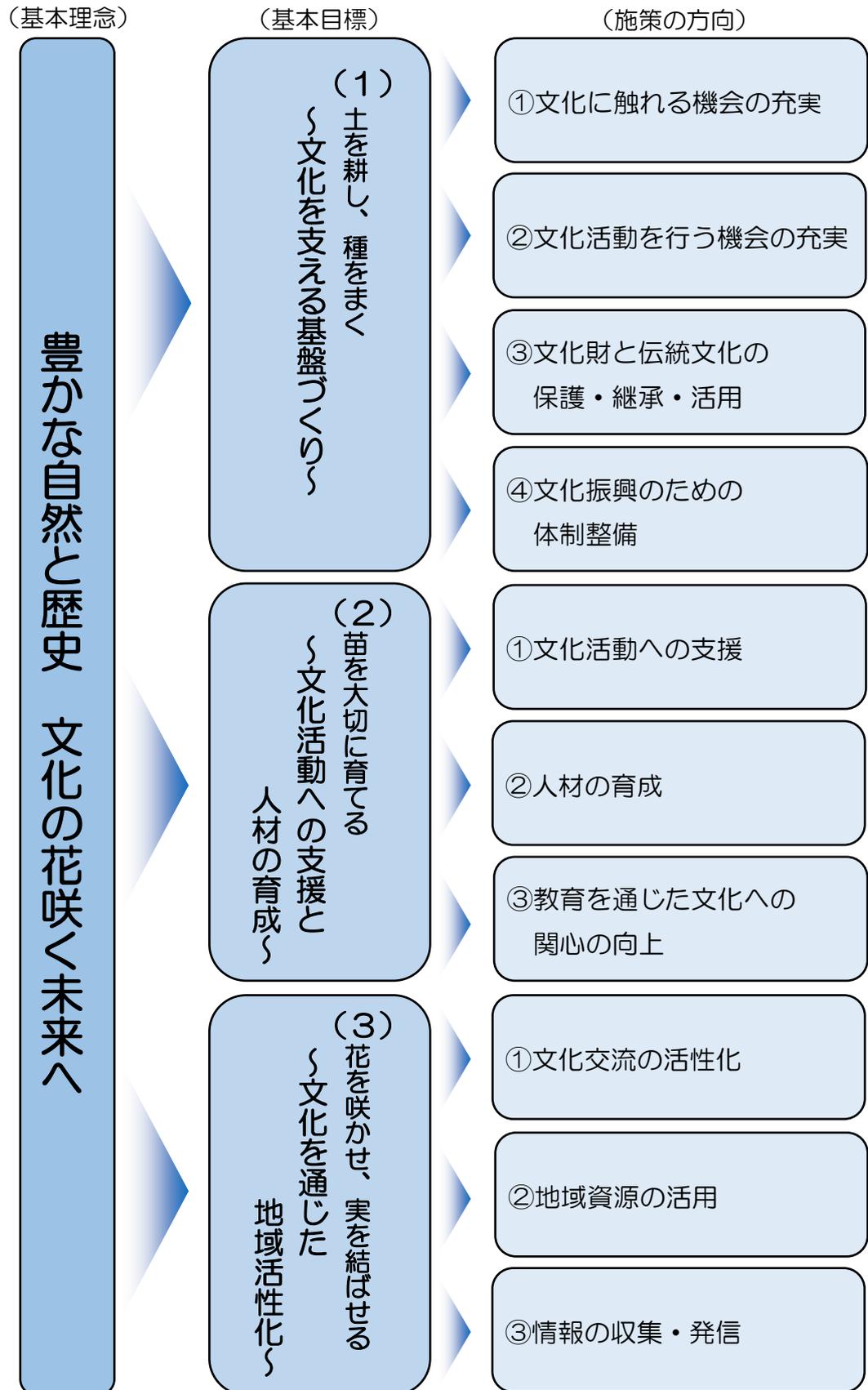
文化情報を市民と共有することは、活動や鑑賞の機会を提供するのと同様に、市民による文化活動の活性化や、裾野の拡大に繋がります。

すべての市民が必要な情報を得られるよう、市民、団体、事業者、国・県・他自治体などと連携しながら、できるだけ幅広く、きめ細かな情報を収集し発信します。

また、多様な媒体を活用した効率的、効果的な情報の発信と、そのための環境整備を進めていきます。



4 計画の体系



(施策概要)	(重要業績評価指標 (KPI))	(基準値) ^{*1}	(目標値)
◇市民のニーズに合った自主事業の開催 ◇優れた文化に触れることができる機会の拡充	総合文化ホール(大・中ホール)の年間利用者数	130,338人 (2019)	139,000人 (2027)
◇市民参画を得たイベント等の企画 ◇日常的な文化活動の成果を発表する機会づくり	市美術展の若手出品者(10～40歳代)の割合	27.0% (2019)	28.0% (2027)
◇文化財の保存 ◇市民が文化財や伝統文化に触れる機会や情報の提供	小中学校民俗芸能伝承活動事業実施学校数	20校 (2020)	20校 (2027)
◇市民参画や文化団体とのパートナーシップによる文化芸術事業の推進 ◇文化行政に対する文化団体等との情報交換の機会の充実	都城市文化振興懇話会開催数	2回 (2020)	3回 (2027)
◇個々の文化活動への支援 ◇企業のメセナ活動への参画の促進、広報の強化	芸術文化団体への活動の支援	継続実施 (2020)	継続実施 (2027)
◇文化を担う幅広い人材の育成 ◇能力を十分に活かす環境づくり	年間図書総貸出冊数(本館+分館)	484,058冊 (2020)	550,000冊 (2027)
◇教育や地域活動における文化芸術に触れる機会の提供 ◇親子で一緒に参加できる事業の企画	アウトリーチ事業 ^{*2} において児童生徒が文化芸術に対し興味を持った割合	92.0% (2020)	95.0% (2027)
◇文化施設、団体、芸術家等のネットワークづくり ◇文化を通じた地域間、世代間交流の活性化 ◇多文化共生への取組	都城市総合文化祭の来場者数	1,190人 (2019)	1,300人 (2027)
◇文化財等の地域資源を核にした、経済、観光等との連携	文化合宿誘致件数	51件 (2019)	65件 (2027)
◇多様な媒体を活用した、幅広く、きめ細かな文化情報の収集・発信	文化財情報のホームページアクセス数	42,558 アクセス (2020)	48,000 アクセス (2027)

*1 基準値は2020年度の実績値(新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものについては2019年度の実績値)

*2 アウトリーチ事業・・・文化に触れる機会の少ない人々や関心が薄い人々に働きかけて、文化活動を提供していくこと。

第4章

今後の展開

1 市民の参画とパートナーシップによる推進

本計画推進のためには、市民、文化団体等の参画とパートナーシップのもと、それぞれの役割と責任に応じて取り組めるように推進体制の整備が必要です。

そのため、文化団体、学識経験者、市民などで構成する「都城市文化振興懇話会」を有効に活用し、文化関連事業・施策についての検証、評価、提案の仕組みの充実を図ります。また、定期的に市民アンケートなどを行い、寄せられた市民の意見・提案・要望などの施策への反映に努めます。

令和3年度には、東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会という国際的スポーツの祭典が行われるとともに、全国各地で文化プログラムが展開されました。

このように文化への注目が集まる絶好の機会に、「第35回国民文化祭・みやざき2020 第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」が開催され、市民総参加で新たな本市の魅力を発信しました。

このような全国的な文化イベントの開催が市民にとってさらに文化に親しむ機会となるよう取り組むとともに、今後の魅力ある地域づくりにつなげ、本市の文化活動がさらに持続的に発展するよう取り組みます。

さらに、生涯学習の観点から、都城の伝統文化や文化芸術に関する講座等を実施し、地域における人づくりと連携した取組も展開します。

2 市民アンケート結果の反映

令和3年度市民アンケート結果によると、文化活動をしていない理由の一つに、「情報が不足している」旨の回答がありました。

そのため、市や文化施設のホームページやSNS等、各種媒体を通じ、情報発信のさらなる充実を図っていきます。

また、「これからやってみたい文化活動」の上位に位置する活動については、ニーズが高い部門ととらえ、総合文化ホールを始めとする各文化施設の文化振興事業や自主事業、生涯学習課の講座等に取り入れていきます。

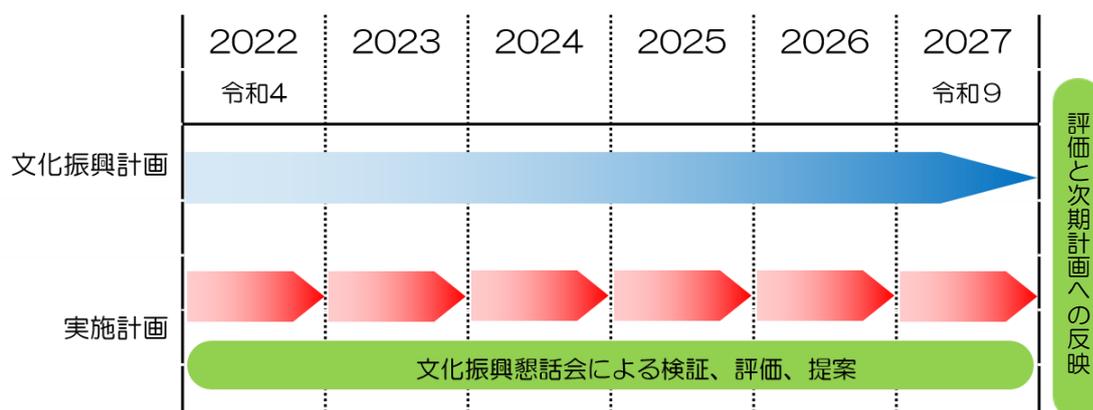
また、「文化施設で鑑賞した催し事」については、市全体の傾向として、各文化施設の今後の催事、公演選定の際の参考となるようフィードバックしていきます。

3 実施計画

本計画においては、施策の方向について、計画期間の最終年度の評価指標と目標値を設定しました。

また、これらの施策の方向について、年度毎に具体的な実施事業とその事業に対する評価指標や目標値を設定した実施計画を策定することで着実な施策の推進が図れるようにしました。

特に実施計画においては、毎年度、文化振興懇話会で評価・検証を行い、本計画の進捗管理を行うとともに、懇話会の意見を反映させた見直しを行います。



資料

1 文化芸術基本法

(平成十三年十二月七日)

(法律第百四十八号)

第百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

改正 平成二九年六月二三日法律第七三号

文化芸術振興基本法をここに公布する。

文化芸術基本法

(平二九法七三・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 文化芸術推進基本計画等(第七条・第七条の二)

第三章 文化芸術に関する基本的施策(第八条—第三十五条)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備(第三十六条・第三十七条)

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(平二九法七三・一部改正)

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(平二九法七三・一部改正)

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(平二九法七三・一部改正)

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(平二九法七三・追加)

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

第二章 文化芸術推進基本計画等

(平二九法七三・改称)

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(平二九法七三・一部改正)

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平二九法七三・追加)

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(平二九法七三・改称)

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・追加)

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(平二九法七三・一部改正)

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(平二九法七三・追加)

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(平二九法七三・追加)

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(平二九法七三・追加)

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

(平成三十年法律第四十七号)

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本計画等（第七条・第八条）

第三章 基本的施策（第九条—第十九条）

第四章 障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。

二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。

三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勧告して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

（文化芸術の鑑賞の機会の拡大）

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術の創造の機会の拡大）

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術の作品等の発表の機会の確保）

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸術上価値が高い作品等の評価等）

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（権利保護の推進）

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術活動を通じた交流の促進）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（相談体制の整備等）

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（情報の収集等）

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（関係者の連携協力）

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

3 都城市文化振興条例

平成28年3月23日

条例第14号

都城市は、南から北へ大淀川が貫流し、霧島、^{わか}鱒塚両山系の山並みに囲まれ、緑豊かな美しい自然に恵まれた環境にあります。こうした風土や歴史、人々の生活の中で、都城市独自の文化が育まれ発展してきました。この豊かな文化を守り育て、後世に伝えていくことは、私たちの責務です。

私たちは、これまで培われてきた様々な文化を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化を創造することにより、心の豊かさを実感できる暮らしを次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

文化活動は、人々の生きがいや心のよりどころとなり、青少年の健全な人間形成にも大きな影響を与えます。また、文化活動を通して世代を超えた交流や人と人との多くのふれあいの場が生まれることにより、まちに新たな息吹を、人々の暮らしに潤いを与えます。

文化の振興を図るに当たっては、文化の果たす役割を十分に認識し、文化活動を行う者の自主性及び創造性を尊重しつつ、文化を市民の身近なものとするために、文化の役割を果たすに足る基盤の整備及び環境の形成を推進することが必要となります。

このような状況の中、本市の文化振興について、その基本理念を明らかにしてその方向性を示し、文化振興に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化の果たす役割に鑑み、文化振興についての基本理念を定め、市、市民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、市民の文化活動の充実及び文化振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 芸術、芸能、伝統文化及び生活文化はもとより、市民及び民間団体が主体となって行う、あらゆる創造的な諸活動並びに文化財をいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、通勤する者、通学する者その他市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (3) 民間団体 芸術文化団体、地域団体、企業その他の法人又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、全ての市民が文化に親しむことのできる環境をつくるものとする。

- 2 文化の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化の多様性を尊重するものとする。
- 3 文化の振興に当たっては、守り育てられてきた文化を継承するとともに、未来に向け新たな文化を創造するものとする。
- 4 文化の振興に当たっては、市、市民及び民間団体は協力し、連携するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民が文化に親しむとともに、文化を継承し、創造し、及び発信することができるよう環境の整備を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、文化を継承し、創造し、及び発信するよう努めなければならない。

(民間団体の責務)

第6条 民間団体は、基本理念に基づき、自主性及び創造性を発揮した文化活動及び文化活動への支援を通じ、文化を創造し、発展させるよう努めなければならない。

(文化振興計画の策定)

第7条 市は、文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都城市文化振興計画（以下「文化振興計画」という。）を策定するものとする。

2 文化振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化を支える基盤づくりに関すること。
- (2) 文化活動への支援と人材の育成に関すること。
- (3) 文化を通じた地域活性化に関すること。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、文化の振興に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定した都城市文化振興計画（平成22年3月10日策定）は、第7条第1項の規定により策定された文化振興計画とみなす。

4 都城市の主な文化関連施設等

施設名	所在地	施設の概要
都城市総合文化ホール	北原町	平成 18 年開館 大ホール、中ホール、練習室、創作室 他
都城市立美術館	姫城町	昭和 56 年開館、平成 10、11 年増改築 展示室、ギャラリー、収蔵庫 他
都城市立図書館	中町	平成 30 年開館 一般図書スペース、児童図書スペース、 学習室 他
都城歴史資料館	都島町	平成元年開館 展示室 他
高城郷土資料館	高城町	平成 4 年開館 展示室、展望室 他
山之口麓文弥節 人形浄瑠璃資料館	山之口町	平成 4 年開館 展示室、上演室 他
山之口弥五郎どんの館	山之口町	平成 15 年開館 展示室、研修室 他
コミュニティセンター	姫城町	昭和 57 年開館 集会室、調理室、研修室 他
高城生涯学習センター	高城町	平成 21 年開館 多目的研修室、学習室、図書館 他
中央公民館	姫城町	昭和 51 年開館 会議室、研修室、視聴覚室 他
都城市ウエルネス交流プラザ	蔵原町	平成 16 年開館 ムジカホール、ギャラリー、会議室 他
山田総合センター	山田町	昭和 54 年開館 研修室、大集会室、図書室
たちばな天文台	高崎町	平成 3 年開館 天体ドーム室、研修室 他
たちばな学び館	高崎町	平成 14 年開館 図書室 他
高崎福祉保健センター	高崎町	平成 22 年開館 多目的ホール、研修室 他
都城島津邸	早鈴町	平成 22 年開館 都城島津家住宅建造群、都城島津伝承館 他
大島畠田遺跡歴史公園	金田町	平成 29 年開園 建物跡地表表示、展望所、芝生広場他
都城市物産振興拠点施設 「道の駅」都城	都北町	令和 5 年グランドオープン予定 展示（伝統工芸）、調理室、多目的室 他

5 都城市の文化財と伝統工芸

(1) 国指定文化財

指定の種別	名称	所在地
重要文化財（3）	こだまじんじやないしんでん 興玉神社内神殿	安久町
	こんいとおとしむらさきしろかたすそどうまる おおそてつき 紺糸威 紫 白肩裾胴丸 大袖付	市所有
	ちようせんこくしょ 朝鮮国書	市所有
重要無形民俗文化財（1）	やまのくち ぶんやにんぎょう 山之口の文弥人形	山之口町
史跡（2）	いままちいちりつか 今町一里塚	今町
	おおしまはたけだいせき 大島畠田遺跡	金田町
天然記念物（1）	せきの お おつけつ 関之尾の虱穴	関之尾町

(2) 県指定文化財

指定の種別	名称	所在地
有形文化財（12）	だんしんぞう じよしんぞう 男神像及び女神像（四軀）	神社所有、市保管
	しゆゆりまるほん 朱塗丸盆（四枚）	神社所有、市保管
	つまきりしま ほんしやう 東霧島の梵鐘	高崎町
	けんきじんじやしゃでん はいでん まいでん ほんでん 兼喜神社社殿（拝殿、舞殿、本殿）	都島町
	の べ もんじよ 野辺文書	個人所有
	さんごくひつせん 三国筆苑	市所有
	しょうないち りし 庄内地理志	市所有
	てつきひしなんばんどうぐそく 鉄錆地南蛮胴具足	個人所有、市保管
	こうらいとらがりまひょうぶ 高麗虎狩凶屏風	市所有
	さんざるまきえくらあびみ 三猿時絵鞍 鏡	市所有
	ほん だもんじよ 本田文書	市所有
	れつちやうせいど 列朝制度	市所有
無形民俗文化財（5）	くまそどり 熊襲踊	庄内町
	やまのくちやごろう 山之口弥五郎どん祭り	山之口町
	たかぎ あげうま 高木の揚げ馬	高木町
	はなのき うま 花木あげ馬	山之口町
	ほ まんぼう うま 穂満坊あげ馬	高城町

指定の種別	名称	所在地
史跡（10）	<small>かきんきつぼ</small> 何欽吉墓	鷹尾一丁目
	<small>いわよしごしよあと</small> 祝吉御所跡	郡元町
	<small>おひらのどうくつ</small> 石器時代住居尾平野洞窟	安久町
	都城市古墳	鷹尾一丁目
	志和池村古墳	上水流町、下水流町、野々美谷町
	高城町古墳	高城町
	都城市沖水古墳	早水町
	山之口村古墳	山之口町
	高崎町古墳	高崎町
	<small>かんのんぜ</small> 観音瀨	高城町、高崎町
天然記念物（1）	山田のイチョウ	山田町

(3) 登録有形文化財

指定の種別	名称	所在地
登録有形文化財（7）	<small>がんしんじほんどう</small> 願心寺本堂	庄内町
	<small>がんしんじさんちん</small> 願心寺山門	庄内町
	<small>きゅうごとうけしやうかこうりゆうしりようかん</small> 旧後藤家商家交流資料館本館	高城町
	<small>きゅうごとうけしやうかこうりゆうしりようかんいしべい</small> 旧後藤家商家交流資料館石堀	高城町
	旧都城島津家住宅建造物群 8 棟	早鈴町
	旧持永家住宅隠居棟	庄内町
	旧持永家住宅門及び石堀	庄内町

(4) 国の卓越した技能者（現代の名工）

氏名	認定年	工芸品名
<small>あらまき やすお</small> 荒牧 康雄 氏	平成 16 年	都城木刀

(5) 国の伝統工芸士

氏名	認定年月	工芸品名
<small>よこやま ひろし</small> 横山 博志 氏	平成 12 年 2 月	都城大弓
<small>くすみ すみひろ</small> 楠見 純寛 氏	//	//
<small>みなみざき ゆういち</small> 南崎 裕一 氏	平成 24 年 2 月	//

(6) 県の伝統工芸士

氏名	認定年月	工芸品名
みんみぎき ゆういち 南崎 裕一 氏	平成 28 年 9 月	都城大弓
やまのうえ ひろみ 山之上 弘美 氏	平成 29 年 2 月	宮崎口ク口工芸

(7) 地域団体商標登録

工芸品名	登録年月
都城大弓	令和 2 年 12 月

(8) 国指定伝統的工芸品

工芸品名	指定年月
本場大島紬	昭和 50 年 2 月
都城大弓	平成 6 年 4 月

(9) 県指定伝統的工芸品

工芸品名	指定年月
宮崎口ク口工芸品	昭和 60 年 8 月
都城弓	昭和 59 年 3 月
都城木刀	//
さつま ^{がすり} 紜	//
日向剣道防具	昭和 61 年 6 月



都城木刀



都城大弓

6 都城市の代表的な伝統的祭り

名称	開催日	概要
山之口麓文弥節人形浄瑠璃 定期公演	3月、6月、9月、11月の 第3日曜日	山之口町麓地区に伝わる文弥節人形浄瑠璃は、延宝から元禄の大阪道頓堀で演じられた「泣き節」「愁い節」とも呼ばれる哀愁ただよふ独特の節回しが特徴で、国指定「重要無形民俗文化財」に指定されている。 山之口町の人形浄瑠璃は古浄瑠璃と呼ばれる300年程前の芸態をそのまま伝承しているところが高く評価されている。
六月灯	7月上旬～8月	六月灯は、旧薩摩藩領内の各地で行われる、無病息災・豊作を祈る夏祭りで、島津本家第19代藩主光久公が城山の観音堂落成の記念に燈籠を奉納した際、家臣や領民たちもこれにならい奉納したことが始まりと伝えられている。
<small>しなが</small> 科長神社のからくり花火	7月29日	志和池地区の科長神社の六月灯では、「からくり仕掛け花火」が披露され、観客の目を楽しませる。境内に張り巡らせた綱を伝い、花火が次々と火花を吹きながら走っていく綱渡り仕掛けのからくり花火で、「綱火」ともよばれている。伝書によると、始まりは幕末といわれている。
祇園祭	8月2、3日	都城では『祇園さあ(様)』と呼ばれ、厄払い・無病息災・家内安全・商売繁盛を祈願して、明治初期より行われている。

名称	開催日	概要
山之口弥五郎どん祭り	11月3日	1,000年を越える歴史の中で庶民に親しまれながら、郷土の誇りとして大切に保存・継承されてきた伝統行事。県指定「無形民俗文化財」に指定されており、弥五郎どんゆかりのものに触れると、病気をせず一年中元気で幸せであるといわれている。メインの ^{はまくた} 浜殿下りのほか、浦安の舞・神楽の舞・郷土芸能披露などが行われる。
揚げ馬（あげ馬）祭り	<ul style="list-style-type: none"> ・桜木あげ馬 (令和4年、令和8年の11月) ・花木あげ馬 (令和5年、令和9年の7月) ・高木揚げ馬 (令和6年11月) ・穂満坊あげ馬 (令和7年7月) 	<p>都城盆地には、馬をあつかった芸能も多く残されており、揚げ馬（あげ馬）神事もその一つである。</p> <p>いずれも諏訪神社(南方神社)で行われ、神社に馬を奉納する形式をとる。</p> <p>子どもが乗った馬に荷物を背負った馬が続き、馬と子どもを守るために大人たちが行列を作って進んでいく。</p> <p>この祭りの由来は、島津家の安泰を願って行われたと伝わっている。</p>



六月灯（灯籠）



科長神社のからくり花火

7 都城市の主な文化団体

(1) 一般社団法人都城芸術文化協会加盟団体（令和3年4月時点 172 団体）

所属	団体名
都城美術書道協会（15）	彩無会
	城美会
	都城水彩画会
	都城市立美術館友の会
	都城書道協会
	敬山会
	景心書道会
	和紙ちぎり絵
	フラワーサークル「フランク フラン」
	アート・アイ
	アート折紙
	南九州大学文化サークル連合会 flower circle
	南九州大学文化サークル連合会美術部
	南九州大学文化サークル連合会写真部
都城工業高等専門学校日本文化同好会	
都城華道茶道協会（4）	華道家元池坊都城市支部
	華道家元池坊都城中央支部
	茶道裏千家淡交会宮崎支部都城分会
	南九州大学都城キャンパス茶道部
都城園芸協会（3）	都城えびね協会
	南九州大学文化サークル連合会観賞植物研究会
	都城地区愛蘭会
都城邦楽協会（7）	一般社団法人詩吟朗詠錦城会都城支部
	初音会
	津軽三味線松山民謡会
	都城市民俗芸能保存連合会
	公益社団法人日本詩吟学院認可宮崎吟詠会(県南地区)
	南洲太鼓保存会
	南九州大学文化サークル連合会沖縄県人会

所属	団体名
都城音楽協会（24）	スイングメイツ・ジャズオーケストラ
	都城市民吹奏楽団
	都城アコーディオンアンサンブル
	もろかた吹奏楽倶楽部
	ピュア・シンガーズ
	シニア・クリスタルコール
	シンギング・フレンズ
	特定非営利活動法人劇団三喜
	都城歌謡会・協会
	学校音楽研究会
	ピティナ都城ステーション
	公益社団法人 JBA 宮崎県部会
	男声合唱団どんぐりクラブ
	学校法人明真学園 しゅらこども園
	ひまわり唱楽校
	都城クリスタルコール
	都城コーロ・プリランテ
	都城少年少女合唱団
	レディスコール・グレース
	社会福祉法人スマイリングパーク
	こばとキンダーガーデン・まるのキンダーガーデン
	宮崎県オペラ協会都城支部
	コール SAKURA
	福祉サポートひまわり会
南九州大学文化サークル連合会軽音楽部	
都城演劇協会（6）	一般社団法人都城ミュージカルクラブ
	都城市民劇団
	みやこのじょう子ども劇場
	すまいるサンシャイン倶楽部
	昭和を楽しも会
	都城市民劇場

所属	団体名
都城洋舞協会（11）	川口三栄子ダンシングスタジオ
	WJHA プア・アイリス都城
	コスミック バレエスタジオ
	吉元健康体操サロン
	松枝豊子フラメンコスタジオ
	都城ダンス学院
	みやこんじょ華クラブ
	Ka Lulu Aloha Hula studio
	ハーラウ・フラ・ナー・プア・ウィオ・クマモト(都城教室)
	南九州大学文化サークル連合会ストリートダンス愛好会
	南九州大学文化サークル連合会 NKD Generation
都城文芸文化研究協会（10）	にしき江都城歌会
	都城史談会
	都城ユネスコ協会
	新樹俳句会
	NPO 法人 都城歴史と文化のまちづくり会議
	都城俳句研究会
	霧之会
	健康麻雀同好会
	詩人富松良夫顕彰委員会
	南九州文化研究会
都城日舞協会（17）	中山民俗舞踊 よしき会
	玲紅会
	新櫻会
	藤間紅俊会
	詩貴之会
	扇都美会
	友奈美会
	都城邦舞会
	寿実丸会
	藤間清富輝会
	友瑳妃会
	梅元流奏和華会

所属	団体名
都城日舞協会（17）	藤間住千鶴会
	藤間流住喜久会
	藤間淳鳳会
	朋扇流朋扇会
	藤間紅月会
一般社団法人都城芸術文化協会 高崎支部（20）	日本舞踊 新川流
	宝生流
	新川流美緒昌会
	藤浪流
	上勢西棒鎌踊り保存会
	高坂棒踊り保存会
	谷川俵踊り保存会
	東剣舞踊り保存会
	炭床曾我兄弟踊り保存会
	鍋棒踊り保存会
	蔵元奴踊り保存会
	三和奴踊り保存会
	東霧島龍神太鼓保存会
	あじさいコーラス
	小原流生花 花水木会
	お茶の会
	たかざき星を見る会
歌謡教室 夢	
プア・カンナ星降る街（フラダンス）	
3B 体操協会高崎教室	

所属	団体名
一般社団法人都城芸術文化協会 高城支部（27）	高城書道教室
	絵画を育てる会
	墨水会
	沙羅
	霧島演歌カラオケ道
	高城の昔を語る会
	藤間右左清社中
	雅礼扇
	フラワーアレンジキャットミント
	藤間紅月会
	寿会
	藤間奈美華会
	藤間友道会
	藤間奈美有会
	工芸の会 ひょうたん・竹細工
	お茶の会 「われもこう」
	はまゆうカラオケ同好会
	ブアローズ高城
	心思踊 西華流
	盆栽菊
	写真部会
	高城カラオケ同好会
	パッチワーク
	高城町郷土芸能保存会
	ひまわり会
	さくら会
	絵手紙の会

所属	団体名
一般社団法人都城芸術文化協会 山田支部（16）	ドレミムジカ教室
	ハッピー一座
	山田おどり連
	朋扇流朋扇会
	Pua AloAlo
	公益社団法人日本3B体操協会宮崎県支部都城G
	山田サウンドクラブ
	山田の昔を語る会
	山田町洋裁教室
	生花グループ
	山田絵画教室
	洋裁クラブ
	桔梗会
	山田のかかし笑劇団
	「筆っ子」クラブ
	山田町写真クラブ
一般社団法人都城芸術文化協会 山之口支部（13）	山之口郷土史研究会
	中原太郎踊り保存会
	みやこのじょう子ども劇場山之口校区
	プリザーブドフラワーアレンジ教室 ペタルペタル
	日本習字 悠光習字教室
	武将弥五郎太鼓
	山之口麓文弥節人形浄瑠璃保存会
	内村習字教室
	絵画研究会
	三味線愛好会
	津軽三味線漢絃道山之口 下西教室
	パステルアート ひまわり
	宮崎ひよっこ笑福会

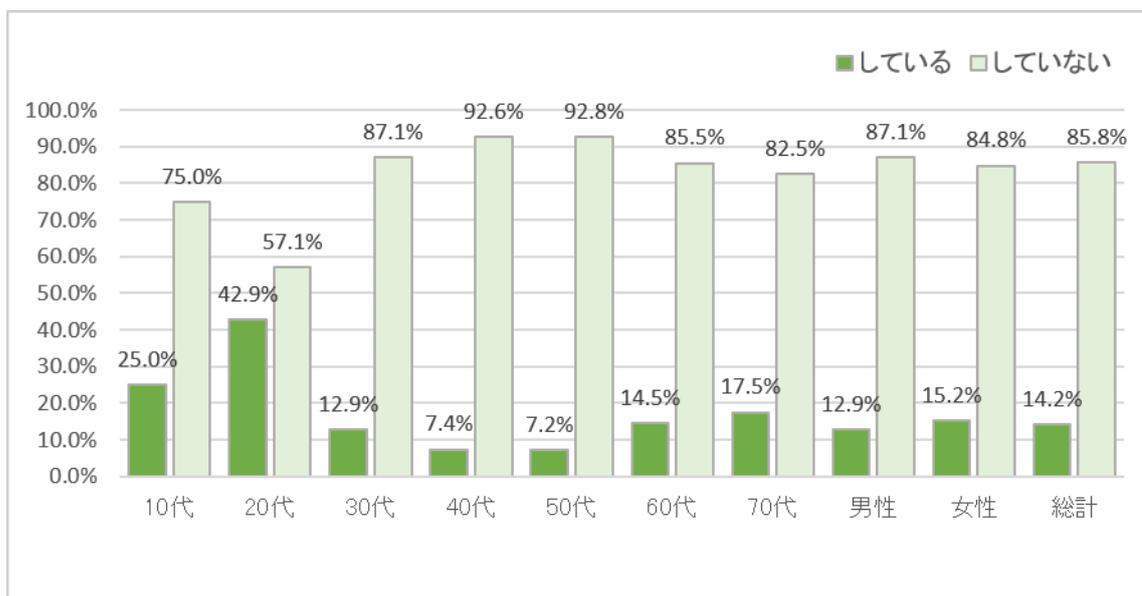
(2) 都城市民俗芸能保存連合会(令和3年4月時点62団体)

団体名		
下長飯ジャンカン馬踊保存会	千草奴踊保存会	谷川俵踊り保存会
下長飯手拍子踊保存会	今屋大太鼓踊保存会	上勢西棒鎌踊り保存会
下長飯手拍子太鼓踊保存会	今屋俵踊保存会	高坂棒踊り保存会
八反俵踊保存会	夫婦踊保存会	鍋棒踊り保存会
島津稻荷神社神舞保存会	関之尾ジャンカン馬踊保存会	東剣舞踊り保存会
平江俵踊保存会	安久節保存会	東霧島龍神太鼓保存会
大王棒踊保存会	正応寺大太鼓踊保存会	三和奴踊り保存会
太郎坊ベブ踊保存会	藤田先踊保存会	蔵元奴踊り保存会
太郎坊奴踊保存会	瀬茅俵踊り保存会	炭床曾我兄弟踊り保存会
高木揚げ馬保存会	谷頭相撲甚句踊り保存会	炭床棒踊り保存会
高木奴踊保存会	大井手棒踊り保存会	向原奴踊り保存会
春日神社ベブどん保存会	大井手奴踊り保存会	花木地区郷土芸能あげ馬保存会
兵六踊保存会	イヨブシ傘踊り保存会	下富吉そば切り踊り保存会
下水流ベブ踊保存会	桜木あげ馬保存会	下富吉奴踊り保存会
下水流奴踊保存会	横原奴踊り保存会	正近棒踊り保存会
下水流棒踊保存会	穂満坊三月十日踊り保存会	的野正八幡宮神楽舞保存会
熊襲踊保存会	穂満坊あげ馬保存会	桑原奴踊り保存会
町区相撲甚句踊保存会	石山花相撲保存会	中原太郎踊り保存会
町区祇園山車保存会	香禅寺奴踊り保存会	山之口弥五郎どん祭り保存会
子供熊襲踊保存会	有水鉦踊り保存会	山之口麓文弥節人形浄瑠璃保存会
南洲太鼓保存会	四家なぎなた踊り保存会	

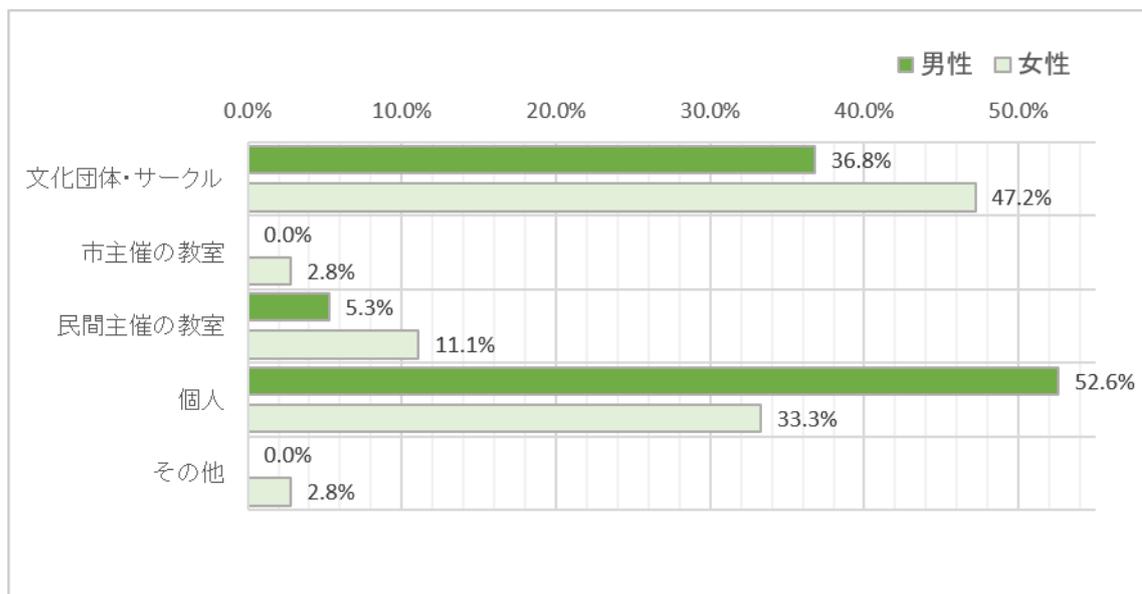
8 令和3年度市民アンケート結果

実施時期	令和3年6月11日～令和3年7月30日
調査対象	都城市在住の満18歳から満79歳までの男女 (住民基本台帳より無作為抽出)
対象者数	1,000人
回答者数	365人(男性147人、女性217人、無回答1人)
回答率	36.5%

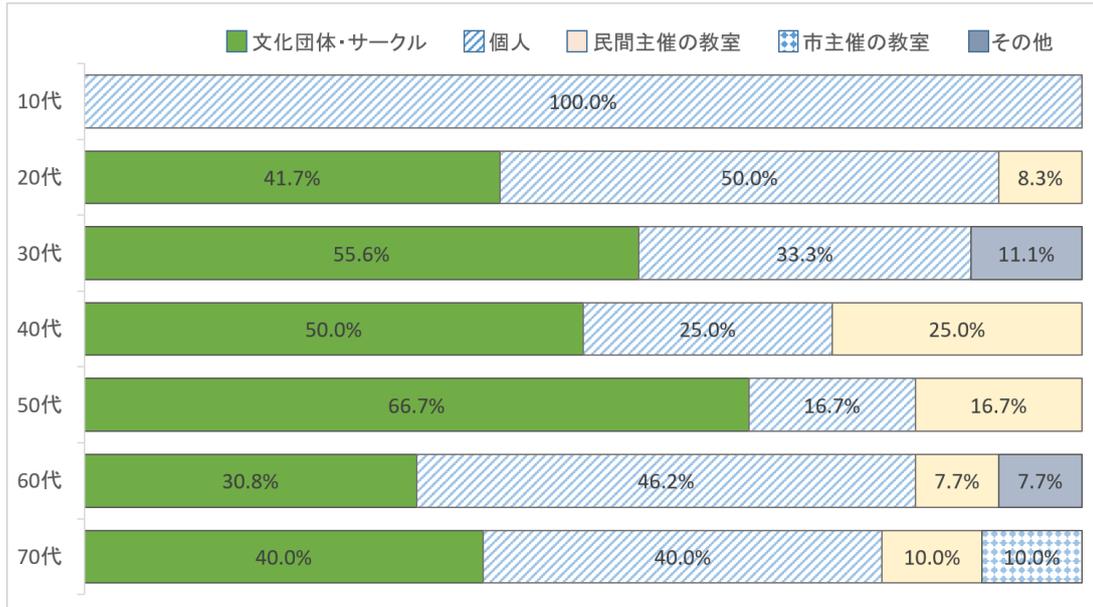
(1) あなたは日ごろ文化活動をしていますか。



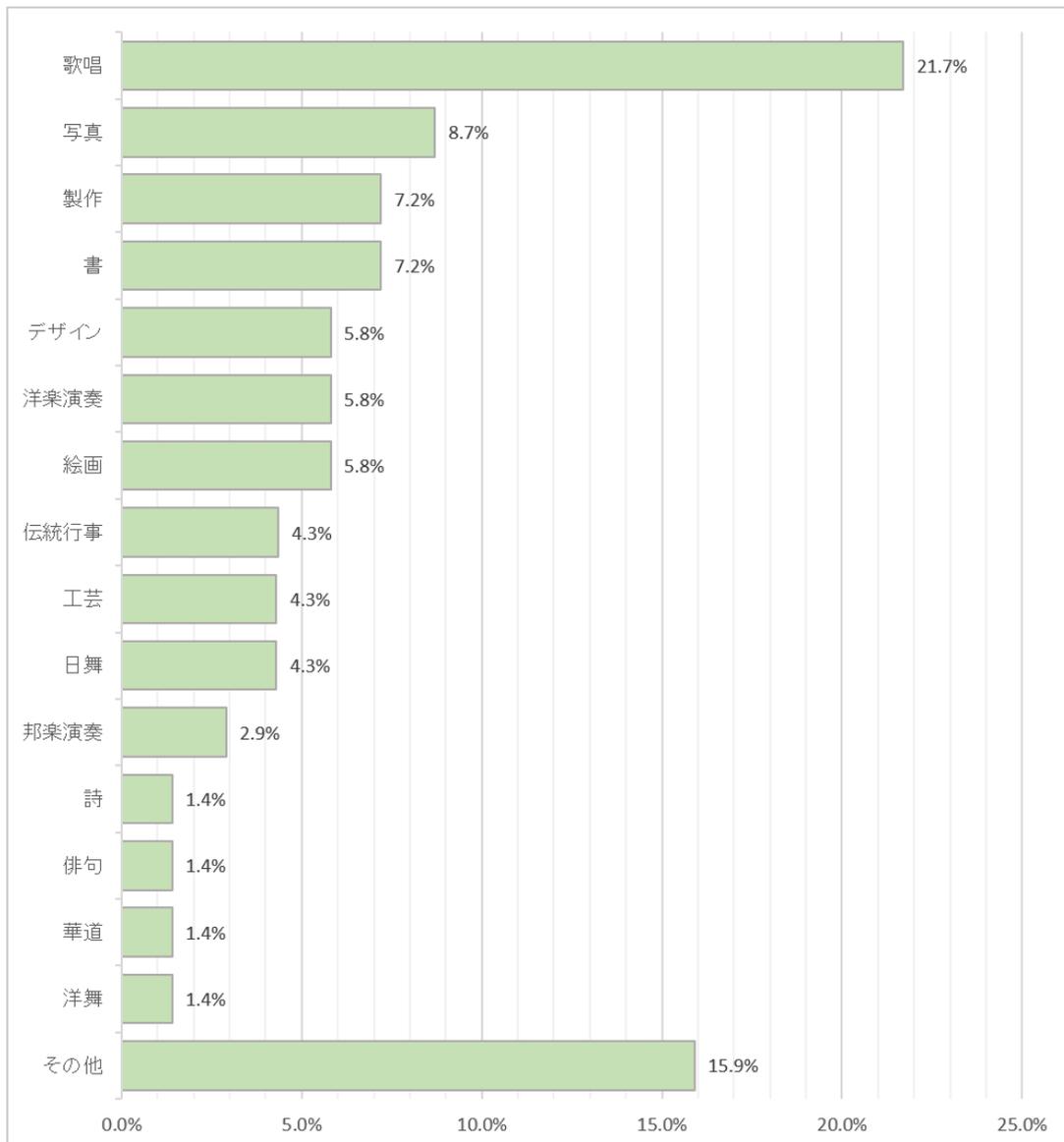
(2) (1)で「はい」と答えた方について
その文化活動はどんなところで行っていますか。それとも個人で行っていますか。
《男女別》



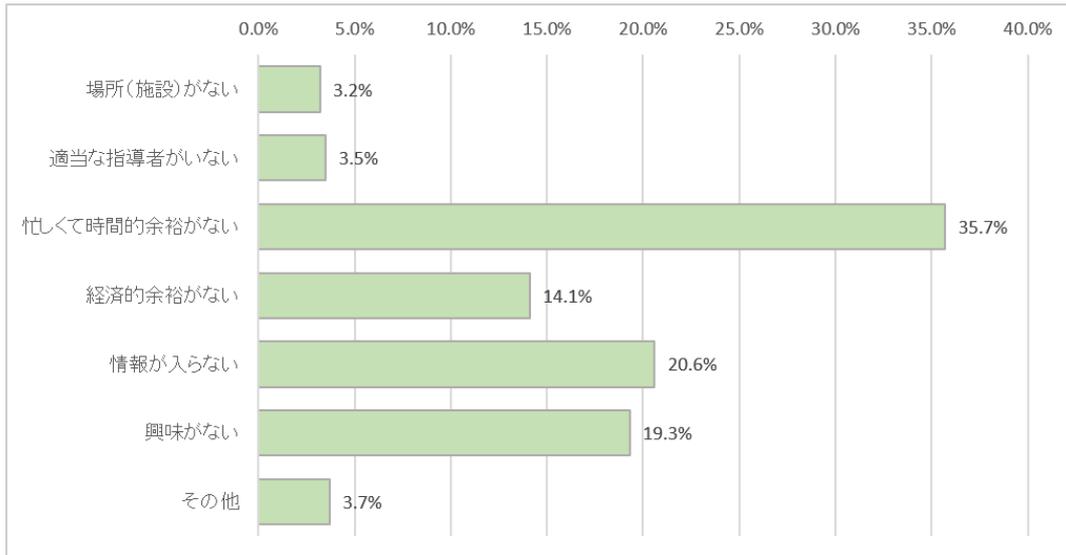
《年代別》



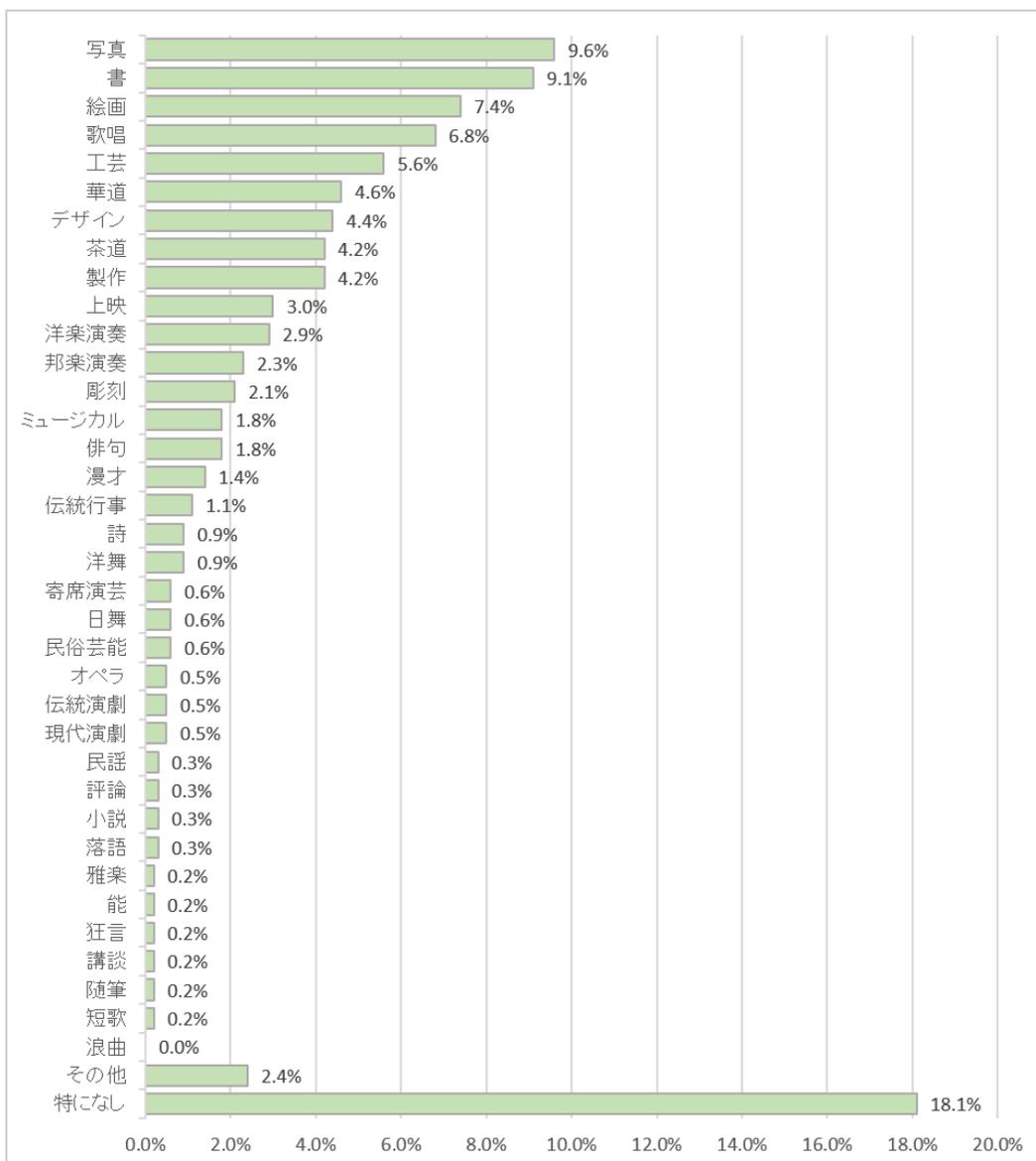
(3) (1)で「はい」と答えた方について
どんな文化活動を行っていますか。(複数回答可)



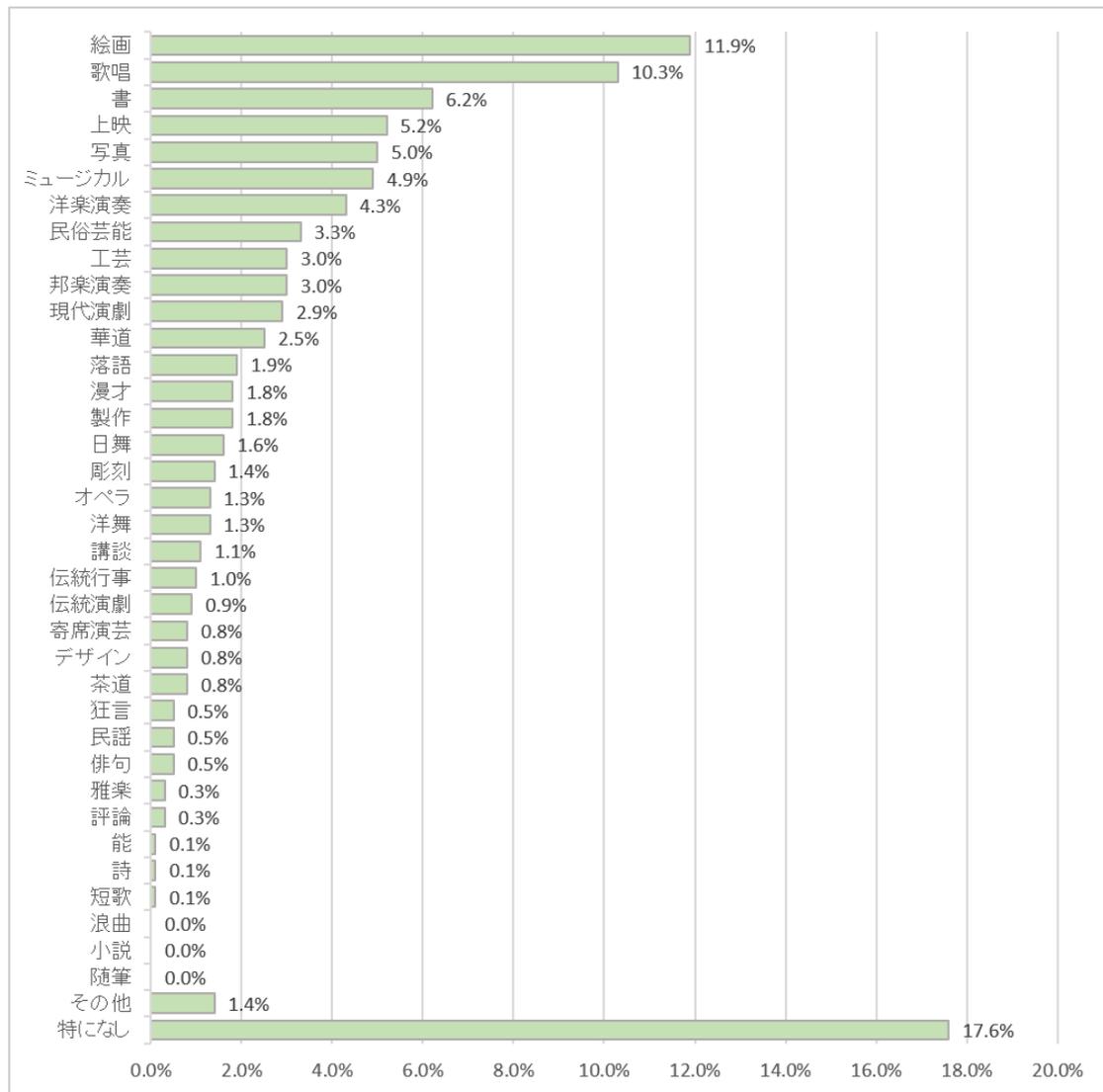
(4) (1)で「いいえ」と答えた方について
どのような理由からですか。(2つ以内)



(5) これからやってみたい文化活動を選んでください。(複数回答可)



(6) 文化施設でどのような催し事を鑑賞しましたか。(複数回答可)



9 都城市文化振興計画市民策定委員会 委員名簿

中西 徹博	一般社団法人都城芸術文化協会 会長
赤嶺 敏子	一般社団法人都城芸術文化協会 高崎支部会長
江夏 由宇子	公益財団法人 都城市文化振興財団 理事
岡村 夫佐	都城市教育委員会 教育委員
瀬戸山 由香里	都城市立安久小学校 校長
柿木原 康雄	都城市自治公民館連絡協議会 会長
杉元 智子	社会福祉法人 都城市社会福祉協議会 常務理事
黒木 洋平	一般社団法人 都城観光協会 理事
迫田 真紀子	都城国際交流協会（MIA） 事務局員
川野 希	都城市PTA 連絡協議会

10 都城市文化振興計画策定庁内検討会 委員名簿

原口 奈々	総合政策部 総合政策課
塩満 史子	総合政策部 秘書広報課
柴 孝太郎	商工観光部 商工政策課
橋口 信一	商工観光部 みやこんじょ PR 課
藤森 勝美	教育委員会 学校教育課
末鶴 茜	教育委員会 生涯学習課
栗山 葉子	教育委員会 文化財課
原田 正俊	教育委員会 美術館
有満 さゆり	教育委員会 都城島津邸

11 策定までの経過

	庁内体制	教育委員会	市民策定委員会
令和3年度 6月	市民アンケート実施		
7月	○庁内検討会設置 ○第1回庁内検討会開催 (7/6) ・素案検討		市民策定委員会設置
8月	○第2回庁内検討会開催 (8/27) ・素案検討		第1回市民策定委員会開催 (8/2) ・素案検討
10月			第2回市民策定委員会開催 (10/4) ・素案検討
11月	文化芸術基本法第7条の2 第2項の規定に基づく、教育 委員会に対する意見照会 庁議	12月定例教育委員会計画(案) 審議(11/22)	
12月	パブリックコメント実施		
1月	文化芸術基本法第7条の2 第2項の規定に基づく、教育 委員会に対する意見照会		第3回市民策定委員会開催 (1/17)
2月	庁議	2月定例教育委員会計画(案) 報告(2/3)	・計画(案)の審議終了

M e m o

M e m o

新域



幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

第3次都城市文化振興計画

発行年月 2022（令和4）年3月

発行編集 都城市 市民生活部 コミュニティ文化課

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号

TEL：0986-23-2132（直通） FAX：0986-21-3034

URL：<http://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp>（都城市役所）

MAIL：hall@city.miyakonojo.miyazaki.jp（文化振興担当）
